

令和8年度  
市民税・道民税申告の手引き

江別市

◆お問い合わせ先◆

江別市役所 総務部財務室  
市民税課市民税係

〒067-8674 江別市高砂町6  
電話 011-381-1012 (直通)

開庁時間 平日8時45分～17時15分

## ～ご記入の前にお読みください～

### ■市民税・道民税申告書(以下、「市民税申告書」といいます)とは

市民税・道民税(あわせて「個人住民税」ともいいます)の税額計算のために、前年の所得や控除の内容を申告するための書類です。  
令和8年度の税額は令和7年1月~12月の所得や控除を基に計算しますので、その期間の内容について記入してください。

### ■確定申告が必要となる方

#### ●確定申告が必要となる方の例

① 天引きになった所得税の還付を受ける方(天引きになった所得税額は源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載されています)
② 公的年金収入が合計400万円を超える方
③ 公的年金収入が合計400万円以下でも、公的年金以外の所得が20万円を超える方
④ 給与収入があるが年末調整が済んでいない方

※ ①~④に該当しなくても、法令の定めにより、確定申告が必要となる場合があります。

※ 確定申告が必要となる方は、市民税申告ではなく確定申告を行ってください。

### ■市民税申告が必要となる方

#### ●市民税申告が必要となる方の例

① 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容の変更や追加を行う方(扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など)
② 公的年金収入が400万円以下、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方
③ 給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方
④ 所得税はかかるないが事業所得や不動産所得がある方

◆ ①~④に該当する場合、市民税申告書を提出しないと市民税・道民税額が高く計算されてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

◆ ①~④に該当する場合でも、天引きになった所得税の還付を受けるためには確定申告をしてください(市民税申告書を提出しても所得税の還付は受けられません。また、確定申告をすれば市民税申告は必要ありません)。

上記に該当せず市民税・道民税が非課税の方は申告の義務はありませんが、国民健康保険や後期高齢者医療制度等に加入している方や、税金関係の証明書が必要となる方などは申告が必要となる場合があります。

#### ●市民税道民税が非課税になる所得金額の目安

扶養親族の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	扶養親族の人数は、公的年金等の源泉徴収票などで確認してください。
合計所得金額	45万円	101万円	136万円	171万円	206万円	241万円	

本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の対象となる方、未成年(平成20年1月3日以降生まれ)で婚姻歴のない方

合計所得金額  
135万円

※合計所得金額については、9ページ「所得計算表」で計算してください。

### ■申告書の郵送提出にご協力ください

市民税申告書は郵送でも受け付けています。

#### ◆郵送の手順

- ①申告書を作成する
- ②申告に必要な書類を用意する  
※下記の「市民税申告に必要なものチェックリスト」をご参照ください。
- ③以下の提出先に送付する

#### ◆提出先

〒067-8674 江別市高砂町6番地  
江別市役所 市民税課市民税係

※提出いただいた収入や控除に関する書類は返却しませんので、**コピー**を同封してください。

※受領印が押された申告書の控えの返信を希望する場合は、その旨のメモ等を記載し、返信用封筒(住所・宛名を記入の上、110円切手を貼ったもの)を同封してください。

※記載誤りや資料の添付漏れ等で、お電話で内容を確認させていただいたり、当市で修正させていただく場合がございます。

### ◆市民税申告に必要なものチェックリスト

すべての方に共通する書類

添付又は提示すべき書類	チェック欄
令和8年度(市民税・道民税 国民健康保険税)申告書	<input type="checkbox"/>
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)のコピー ※顔写真が確認できない本人確認書類は2点(資格確認書等)	<input type="checkbox"/>
申告書控えの返信希望者のみ ⇒返信用封筒(住所・宛名を記入の上、110円切手を貼ったもの)	<input type="checkbox"/>

### 各収入がある場合に提出する書類

収入の種類	添付又は提示すべき書類	チェック欄
事業(営業・農業)収入	収支内訳書	<input type="checkbox"/>
不動産収入		<input type="checkbox"/>
配当収入	配当の支払通知書・特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
給与収入	源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
公的年金等の収入		<input type="checkbox"/>
雑(その他・業務)収入	収入・経費が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
一時収入		<input type="checkbox"/>

### 各控除の適用を受けるために必要な書類

控除の種類	添付又は提示すべき書類	チェック欄
社会保険料控除	控除証明書・領収書等・口座振替済通知書・納付確認書(国民健康保険税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等)	<input type="checkbox"/>
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除払込証明書等	<input type="checkbox"/>
生命保険料控除	生命保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
地震保険料控除	地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
障害者控除	障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書等	<input type="checkbox"/>
勤労学生控除	学生証・在学証明書	<input type="checkbox"/>
医療費控除	医療費控除の明細書・医療費通知(医療費のお知らせ)各種証明書等(おむつ証明書など)	<input type="checkbox"/>
医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書	<input type="checkbox"/>
寄附金控除	寄附金の領収書・証明書	<input type="checkbox"/>





## 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年1月1日から12月31日までに支払った医療費がある場合は、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として200万円を限度に所得から差し引くことができます。

☆ 所得の合計額が200万円以上の方

$$(支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - 10万円 = 控除額$$

☆ 所得の合計額が200万円未満の方

$$(支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - (所得の合計額の5%) = 控除額$$

※小数点以下切り捨て

**医療費控除で  
医療費は還付されません**

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

医療費控除や医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)に関する詳しい内容(対象となる医療費など)は、税務署発行のパンフレットや、国税庁ホームページをご覧ください。

### 令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

#### 医療費 控除の 明細書 記載の例

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。						
住所	江別市高砂町6番地	氏名	江別 幸太郎			
<b>1 医療費通知に記載された事項</b>						
医療費通知(※)に添付する場合、右記の(1)～(4)を記入します。 ※医療保険者が実行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものとします。 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」) (1)医療費通知に記載された医療費の額 (2)①のうちその年中に支払った医療費の額 (3)②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 (4)支払った医療費の額 (5)③④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額						
(1)医療費を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額		
江別 幸太郎	○○病院	✓診療・治療 □医薬品購入 □その他の医療費	3,909 円	円		
江別 幸太郎	○○薬局	□診療・治療 ✓介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	1,562			
江別 幸太郎	△△病院	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	93,567			
江別 幸太郎	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	11,400			
江別 幸子	△△歯科医院	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	4,690			
江別 幸子	□□病院	✓診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	186,290	95,000		
江別 幸子	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	3,800			
江別 幸子	○○ドックストア	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	5,300			
2 の 合 計						
医 療 費 の 合 計 A (②+⑤) 310,518 円 B (②+⑤) 95,000 円						

#### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	310,518 円
保険金などで 補てんされる金額		95,000
差引金額 (A - B)		(マイナスのときは0円) 215,518
所得金額の合計額		1,315,455
(D) × 0.05 (赤字のときは0円)		65,772
Eと10万円のいずれか 少ない金額		65,772
医療費控除額 (C - E)		(最高200万円、赤字のときは0円) 149,746

A ← 申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を記入します。  
(注) 20万円には、それまでの金額を加算します。  
避難生活及び山林作業がある場合、その所得金額  
ほかに半分超過額の所得がある場合、その所得金額  
(半径超過額の金額)  
なお、減免手帳の場合は、申告書第四表(損失申告用)の  
「4段階額を差し引く計算」欄の他の金額を記入します。

B ← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療  
費控除額に記入します。

## 住民税の生命保険料控除計算表

◎旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料)

区分	旧 生命保険料
支払った保険料の金額	(合計) 円 ①

①②の金額	控除額
~15,000円	①の金額 円
15,001円	①×1/2+7,500円 円
~40,000円	②×1/2+7,500円 円
40,001円	①×1/4+17,500円 円
~70,000円	②×1/4+17,500円 円
70,001円~	35,000円

◎新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料)

区分	新 生命保険料
支払った保険料の金額	(合計) 円 ⑤

⑤⑥⑦の金額	控除額
~12,000円	⑤の金額 円
12,001円	⑤×1/2+6,000円 円
~32,000円	⑥×1/2+6,000円 円
32,001円	⑤×1/4+14,000円 円
~56,000円	⑦×1/4+14,000円 円
56,001円~	28,000円

◎旧契約+新契約

合 計	③+⑧ (限度額28,000円) (③のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円)
	⑪ 円

④+⑨ (限度額28,000円) (④のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円)
⑫ 円

⑩ (限度額28,000円)
⑬ 円

#### ●生命保険料控除額

生命保険料控除額	(限度額70,000円)
⑪+⑫+⑬	円

## 住民税の地震保険料控除計算表

保険契約の別に証明された支払保険料	控除額
地震保険料 (合計) 円 A	A × 1/2 円 C

旧長期損害保険料 (合計) 円 B	B × 1/2+2,500円 円 D
	D
	15,001円~ 10,000円

●地震保険料控除額	地震保険料控除額 (限度額25,000円)
C + D	円

## 所得計算表

### ◎ 紙と所得

A 紙と等の収入金額	円
------------	---

→ 収入金額「A」の金額を以下の表にあてはめて、所得金額「B」を計算してください。

Aの金額	B 紙と所得の金額
650,999円まで	0 円
651,000円から 1,899,999円まで	(A-650,000円) 円
1,900,000円から 3,599,999円まで	C A ÷ 4 (千円未満の端数切捨) 円
3,600,000円から 6,599,999円まで	(C × 2.8-80,000円) ,000円 円
6,600,000円から 8,499,999円まで	(A × 0.9-1,100,000円) 円
8,500,000円から	(A-1,950,000円) 円

所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「B」の金額を下の表にあてはめて計算してください。

(所得金額調整控除について、詳しくは3ページをご覧ください。)

D {A (最高1,000万円 -8,500,000円) × 10% 円}	(最高15万円) 円	E B - D 円
---	---------------	--------------

上記「B」または「E」の金額を、申告書の一面⑥と二面⑥に転記してください(★)。

### ◎ 公的年金等の雑所得

F 公的年金等の収入金額	円
--------------	---

→ 収入金額「F」の金額を以下の表にあてはめて、所得金額「G」を計算し、申告書一面⑦と二面⑦に転記してください。

### 昭和36年1月2日以後に生まれた方(65歳未満)

Fの金額	G 公的年金等の雑所得の金額
600,000円まで	0 円
600,001円から 1,299,999円まで	(F-600,000円) 円
1,300,000円から 4,099,999円まで	(F × 0.75-275,000円) 円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(F × 0.85-685,000円) 円
7,700,000円から 9,999,999円まで	(F × 0.95-1,455,000円) 円
10,000,000円から	(F-1,955,000円) 円

\*公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

(★) 紙と所得(B)または(E)と公的年金等の雑所得(G)の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、下の表にあてはめて計算してください。

H 紙と所得BまたはE (最高10万円) 円	K J-10万円 円
I 公的年金等の雑所得G (最高10万円) 円	L 紙と所得B-Kまたは 紙と所得E-K 円
J H+I 円	上記「L」の金額を、申告書の一面⑥と二面⑥に転記してください

## 令和8年度から適用される市民税・道民税の主な改正について

### ◎特定親族特別控除(大学生年代の子等に関する特別控除)の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の内、前年の合計所得金額が58万円を超え、扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられるようになります。

### 特定親族特別控除額

親族等の合計所得金額 (給与収入123万円超~160万円以下)	控除額
58万円超~95万円以下 (給与収入123万円超~160万円以下)	45万円
95万円超~100万円以下 (給与収入160万円超~165万円以下)	41万円
100万円超~105万円以下 (給与収入165万円超~170万円以下)	31万円
105万円超~110万円以下 (給与収入170万円超~175万円以下)	21万円
110万円超~115万円以下 (給与収入175万円超~180万円以下)	11万円
115万円超~120万円以下 (給与収入180万円超~185万円以下)	6万円
120万円超~123万円以下 (給与収入185万円超~188万円以下)	3万円

### ◎給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。  
※給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超~180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超~190万円以下	収入金額×30%+8万円	

### ◎扶養親族等の所得要件の見直し

扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (給与収入103万円以下)	58万円以下 (給与収入123万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	48万円以下 (給与収入103万円以下)	58万円以下 (給与収入123万円以下)
勤労学生の合計所得金額	75万円以下 (給与収入130万円以下)	85万円以下 (給与収入150万円以下)
難損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額	48万円以下 (給与収入103万円以下)	58万円以下 (給与収入123万円以下)